

京都市物品会計規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年12月1日

京都市長 榊本頼兼

京都市規則第 91 号

京都市物品会計規則の一部を改正する規則

京都市物品会計規則の一部を次のように改正する。

別表第2教育委員会事務局の項中「学校指導課」の右に「，下京中学校教育企画推進室」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(会計室)